旭川市自動体外式除細動器貸付要綱

平成１８年３月２４日
（消）庁達第３号

（趣旨）

第１条　この要綱は，本市で開催される多くの市民が集まるイベント等において，その参加者等が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるため，当該イベント等を主催する団体等への自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（ＡＥＤの設置場所）

第２条　この要綱により貸付けを行うＡＥＤの設置場所は，消防本部消防救急課とする。

（対象者）

第３条　ＡＥＤの貸付けを受けることができる者は，第１条に定めるイベント等を主催する団体等の代表者（以下「代表者」という。）とする。

（貸付条件）

第４条　ＡＥＤの貸付けについては,原則として医療従事者又は救急救命講習を受講した者が,当該イベント等の期間を通じて，その会場等に配置されていることを要件とする。

（貸付期間及び台数）

第５条　ＡＥＤの貸付期間は,貸付けの日から７日以内とし,貸付台数は1 台とする。ただし,市長が特別な事由があると認めるときは，この限りではない。

（貸付料）

第６条　ＡＥＤの貸付けは無償とする。

（貸付けの申請）

第７条　ＡＥＤの貸付けを受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は，貸付希望日の５日前までにＡＥＤ貸付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（貸付けの承認）

第８条　市長は，前条の申請を受理したときは，これを審査し，貸付けを承認する場合には，ＡＥＤ貸付承認書（様式第２号）を交付するとともに，ＡＥＤ貸付整理台帳（様式第３号）に必要事項を記載するものとする。

（ＡＥＤの貸付け）

第９条　前条の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は，第２条の設置場所において貸付けを受けるものとする。この場合において，利用者は，ＡＥＤ貸付承認書を持参の上，ＡＥＤ借用書（様式第４号）を提出しなければならない。

（利用者の責務）

第１０条　利用者は，ＡＥＤを返還するまでの間において，善良なる管理者の注意をもって管理するほか，ＡＥＤの使用に当たっては，次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

⑴　ＡＥＤは，取扱説明書によって適切に使用すること。

⑵　ＡＥＤを処分したり，目的外に使用しないこと。

⑶　ＡＥＤを転貸し，又は譲渡しないこと。

（亡失等による弁償）

第１１条　利用者は，故意又は過失によってＡＥＤを亡失し，又は破損させた場合には，ＡＥＤ亡失等届出書（様式第５号）を市長に提出するとともに，ＡＥＤを原状に復し，又はその相当額を弁償しなければならない。ただし，市長が相当の事由があると認める場合には，当該弁償等を免除することができる。

（返還）

第１２条　市長は，次の各号に該当するときは，利用者からＡＥＤを返還させることができる。

⑴　利用者がＡＥＤを使用しなくなったとき。

⑵　市長が特に必要と認めたとき。

附　則

この庁達は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この庁達は，平成２０年５月１日から施行する。